

令和8年度熊本県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業に関するQ & A

R8.9.14 更新

No.	質 問	回 答
【補助金全般について】		
1	申請は各事業所単位で行うのか。	交付申請や実績報告は法人単位で御提出をお願いします。法人で複数の訪問介護等事業所の交付申請等を提出する場合は、法人で各事業所分を取りまとめて御提出願います。
2	補助金の対象となる事業実施期間は、いつからいつまでになるのか。	対象となる事業実施期間は、次のとおり事業内容によって異なります。 ●人材確保体制構築支援事業及び経営改善支援事業 令和8年4月1日から令和9年2月10日までとなります。なお、事業実施に伴う支払について、令和8年2月10日までに完了してください。 ●人口減少地域等への訪問介護事業所のサテライト(出張所)の設置推進事業 令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなります。なお、事業実施に伴う支払について、令和8年3月31日までに完了してください。
3	他の補助金との併用は可能か。	原則として、国や県が行う補助金と併用することはできません。ただし、それぞれの事業目的に合致しているのであれば、必要な額の限りにおいて、一の事業所に重複して支給することが可能です。(No.9 参照) なお、市町村が実施する他の補助金との併用は可能ですが、その場合、市町村からの補助金の交付決定通知書の写しを提出いただきます。
4	訪問介護と定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護だと、「訪問介護員等」の細かな定義が異なるが、補助対象になるのは、それぞれの基準における「訪問介護員等」に限るのか。	経験年数が短い訪問介護員等への同行支援と、登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援を除き、補助対象をそれぞれの基準における「訪問介護員等」に限る必要はない。 このため、特に研修体制の構築の支援など、ヘルパー資格を持たない事務職員を対象にすることもできるものの、まずはヘルパーを対象とするのが基本である。
5	人材確保体制構築支援事業と経営改善支援事業の複数メニューを実施することは可能か。その場合の補助上限額の考え方はどのようなになるのか。	複数メニューを実施することは可能です。ただし、それぞれのメニュー毎の補助上限額以内での交付となります。補助上限額を超える部分については、各事業所の自己負担となります。
6	本事業による補助金を、介護職員の賃金改善に充てることはできるか。	非常勤職員や登録ヘルパーの常勤化のために必要となる経費に充てることはできるが、単純な賃上げに充てることはできない。
7	「中山間地域等」とは具体的にどの地域を指しますか。	熊本県ホームページ掲載の「中山間地域等及び離島等地域一覧表」をご確認ください。

No.	質 問	回 答
【研修体制の構築の支援について】		
8	人材確保体制構築支援事業の「研修体制の構築の支援」について、対象となる経費はどのようなものか。	以下のような経費が対象となります。 ・介護人材の資質向上や定着促進に資する効果的な研修カリキュラムの作成・見直しに要する費用 ・キャリアアップの仕組みづくりに要する費用 ・介護職員のスキルアップのための研修等の受講に要する費用
9	人材確保体制構築支援事業の「研修体制の構築の支援」については、どのような研修が対象となるか。また、どのような経費が対象となるか。	訪問介護サービスの従事に必要な介護職員初任者研修や生活援助従事者研修はもとより、補助の対象とする研修の種類や対象経費については可能な限り広く解釈する。 また、研修カリキュラムの作成等に必要なアドバイザーや研修講師への謝礼、交通費のほか、研修の受講に必要な受講料、交通費、賃金、教材費等も含め、広く対象とする。
10	人材確保体制構築支援事業の「研修体制の構築の支援」について、別団体等が実施する研修会に職員を参加させ、その費用を事業所が負担する場合も対象となるのか。	事業所が主体的に研修を開催する場合及び外部の研修に参加する場合も、いずれも補助対象となります。
11	人材確保体制構築支援事業の「研修体制の構築の支援」については、介護人材確保・職場環境改善等事業と一部内容が重複しているが、一の事業所に重複して支給することは可能なのか。	それぞれの事業目的に合致しているのであれば、必要な額の限りにおいて、一の事業所に重複して支給することが可能。 例）一の事業所において、複数の職員が研修を受講する場合であって、受講に要する額が本事業の「研修体制の構築の支援」に係る補助基準額を上回っているときは、介護人材確保・職場環境改善等事業の職場環境改善事業においても、研修受講に要する費用について補助を受けることができる。
12	研修体制の構築の支援で、オンライン研修に用いるモニターを購入する場合など、補助金を用いて購入した備品等が、事業の目的外にも使用できる性質のものである場合、補助対象経費とすることができるのか。	事業により取得した、価格が単価 50 万円以上の機械等の財産を除き、この補助金の交付の目的に反して使用することを妨げないこととしており、補助対象とすることは可能である。
【中山間地域等における採用活動の支援について】		
13	人材確保体制構築支援事業の「中山間地域等における採用活動の支援」について、対象となる経費はどのようなものか。	以下のような経費が対象となります。 ・中山間地域等に所在する事業所で、都市部等で実施される合同説明会や就職フェアなどに出席する場合の移動に係る経費

No.	質 問	回 答
14	中山間地域等に所在する事業所で、「都市部等で実施される合同説明会や就職フェアなどに出席する場合の移動に係る経費」の「都市部等」には他府県も含まれますか。	含まれます。
【経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援について】		
15	人材確保体制構築支援事業の「経験年数が短いホームヘルパーの同行支援」について、経験年数が短いとは何年までが対象となるのか。	原則として、訪問介護員として勤務した経験年数が1年未満の方を対象とします。ただし、以下のような場合は経験年数が1年を超える場合も対象とします。 ・他事業所等で訪問介護員としていた経験があるが、1年以上のブランクが空いている場合 ・外国人の方が訪問介護員として勤務する場合
16	「経験年数が短いホームヘルパーの同行支援」について、自法人内の訪問介護以外で勤務していた者が、異動で初めて訪問介護を行う場合も含まれるか。	異動により初めて訪問介護を行う場合も対象となる。
17	「経験年数が短いホームヘルパーの同行支援」について、雇用保険を結んでいない方や、訪問介護に興味のある方に現場を体験してもらう際に同行する費用等は対象となるのか。	雇用契約を結んだ訪問介護員等に対する同行支援を想定しているため、雇用関係のない方の職場体験やインターンシップ等に対する同行は対象外である。
18	令和7年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金において、補助の対象となった経験年数が短い訪問介護員等については、今年度の補助金の対象となるのか。	上限が同行を受ける職員1人につき30回までとしているため、30回に達していない回数については、本補助金の対象となる。
19	同行支援に要した経費はどのように算出するのか。	事業所が所在する地域及び同行訪問に要した時間に応じて、以下の補助基準額を実支出額として算出するものとします。 (ア) 中山間地域等・離島等地域に事業所が所在する場合 30分未満の同行支援1回につき3,500円 30分以上の同行支援1回につき5,000円 (イ) 中山間地域等・離島等地域以外に事業所が所在する場合 30分未満の同行支援1回につき2,500円 30分以上の同行支援1回につき4,000円 ※(ア)(イ)ともに経験年数の短いヘルパー1人につき30回が上限となります。 なお、対象者に応じて同行訪問が必要な回数は、事業所が適切に判断するものとします。

No.	質 問	回 答
【登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援について】		
20	経営改善支援事業の「登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援」について、対象となる経費はどのようなものか。	以下のような経費が対象となります。 ・登録ヘルパー等が常勤職員としての雇用を希望する場合に必要な賃金等（法定福利費等を含む）の差額の経費 ・登録ヘルパー等の離職に伴い、新たに常勤のホームヘルパーを雇用する際に生じる賃金等の差額の経費
21	本事業による補助金を、介護職員の賃金改善に充てることはできるか。	非常勤職員や登録ヘルパーの常勤化のために必要となる経費に充てることはできるが、単純な賃上げに充てることはできない。
22	経営改善支援事業の「登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援」について、常勤化とは具体的な勤務条件はあるのか。	各事業所の就業規則で常勤職員として規定されていることが基本となり、社会保険に加入することが必須条件となる。
23	経営改善支援事業の「登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援」について、対象経費の例として、登録ヘルパー等の離職に伴い、新たに常勤のホームヘルパーを雇用する際に生じる賃金等の差額の経費とあるが、差額をどのように証明するのか。	離職した登録ヘルパー等に対して支給していた賃金実績と、新たに雇用した常勤のホームヘルパーに支給した賃金実績を台帳の写し等で確認をします。 なお、離職から新たに常勤のホームヘルパーを雇用するまでの期間は、6か月以内とします。
【介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援について】		
24	経営改善支援事業の「介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援」について、対象となる経費はどのようなものか。	以下のような経費が対象となります。 ・介護人材や利用者の確保のために行うホームページの開設・改修に係る経費 ・広報宣材の作成・印刷等（リーフレット、チラシ等）の広報に要する経費
25	経営改善支援事業の「介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援」について、地元新聞等への求人広告掲載料は対象となるのか。	求人広告掲載料は対象となる。
26	「介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援」について、広報宣材の他にポスティング業者への委託費は補助対象となるか。また、ポスティングを自ら行うために必要な自転車や原付等の購入費は補助対象となるか。	広報資材のポスティングに係る委託費であれば補助の対象となるが、自転車や原付等の購入費は、広報のために必要な費用であるとはいえないため、補助の対象とならない。

No.	質 問	回 答
27	経営改善支援事業の「介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援」について、ホームページの開設や広報宣材の作成等のために必要なパソコン等の購入費は補助対象となるか。	ホームページ開設や広報宣材の作成・印刷等に係る委託費であれば補助の対象となるが、パソコン等の備品の購入費は、広報のために必要な費用とはいえないため、補助の対象とならない。
【サテライトの設置に係る経費】		
28	サテライトを設置する地域はどこでもよいのか。	本補助金の対象となるのは、特別地域加算対象地域（「厚生労働大臣が定める地域」（平成12年厚生労働省告示第24号））に、サテライトを設置した場合に限ります。
29	「サテライトの設置に係る経費」について、対象となる経費はどのようなものか。	以下のような経費が対象となります。 ・備品（机、椅子、パソコン、通信機器等）購入費用 ・訪問用自転車など移動手段の確保に係る費用 ・サテライトを設置する土地や建物等の賃借に係る一時金（敷金、礼金等）
30	訪問用自転車等移動手段の確保に係る費用の中に自動車は含まれるか。	自動車の購入は対象外だが、原動機付き自転車は補助対象となる。
【サテライト設置後の一定期間の経営安定化の支援に係る経費】		
31	「サテライト設置後の一定期間の経営安定化の支援に係る経費」について、対象となる経費はどのようなものか。	以下のような経費が対象となります。 ・サテライトを設置する土地や建物等の賃借料 ・職員がサテライトに勤務するための交通費（離島等への船代含む）やガソリン代、宿泊料等に係る費用
32	サテライト設置後の一定期間の経営安定化の支援に係る経費の中には、サテライトの賃貸料の他にサテライト事業所の改修費は含まれるか。	含まれる。